

事 務 連 絡
平成 24 年 10 月 31 日

別記 各関係団体 御中

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
厚 生 労 働 省 保 険 局 総 務 課

平成 25 年度以降に実施される特定健康診査等におけるヘモグロビン A1c 検査結果の
受診者への結果通知、保険者への結果報告及び国への実績報告について

特定健康診査・特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 8 月 31 日に開催された「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ（第 4 回）」において、別紙 1 のとおり、平成 25 年度以降に実施される特定健康診査においてヘモグロビン A1c 検査が実施された場合の受診者への結果通知及び保険者への報告は、NGSP 値で行うことが確認合意されました（注）。

これを踏まえ、ヘモグロビン A1c 検査に係る特定健康診査等の受診者への結果通知、保険者への結果報告及び国への実績報告について、具体的には下記のとおり取り扱うこととします。御了知の上、貴管下関係団体又は市町村への周知を図られるとともに、実施に遺漏なきようお願いいたします。

（注）日常臨床等における平成 25 年度以降の取扱いについては、別紙 2 のとおり、「平成 25 年度以降における HbA1c 国際標準化の運用計画」（平成 24 年 10 月 24 日 日本糖尿病学会
www.jds.or.jp/common/fckeditor/editor/filemanager/connectors/php/transfer.php?file=/uid000025_48624131635F32303132313032342E706466）をご参照下さい。

1. 平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される特定健診におけるヘモグロビン A1c 検査について、国への実績報告は、NGSP 値で行うこと。また、受診者への結果通知及び保険者への結果報告については、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を明示すること。

保険者から特定健診等の実施について委託を受けた者（以下 1 において「受託者」という。）がヘモグロビン A1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、原則として、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を必ず明示すること。

その際、保険者は受託者に対し、受託者は登録衛生検査所等に対し、それぞれ当該ヘモグロビン A1c 検査の委託又は再委託が特定健康診査等の実施のためのものであることを確認すること。

2. 保険者が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく健康診断（以下「事業主健診」という。）の結果を特定健診の実施結果に代える場合、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される事業主健診におけるヘモグロビン A1c 検査について、事業主への結果報告及び保険者への結果報告は、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を必ず明示すること。

事業主から事業主健診の実施について委託を受けた者（以下 2 において「受託者」という。）がヘモグロビン A1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、当事者間で特段の取り決めがない限り、NGSP 値で行うとともに、NGSP 値である旨を必ず明示すること。

その際、事業主は受託者に対し、受託者は登録衛生検査所等に対し、それぞれ当該ヘモグロビン A1c 検査の委託又は再委託が特定健康診査の実施に代える事業主健診のためであることを確認すること。

3. 保険者は、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される人間ドック健診等の特定健康診査以外の健康診断（以下「その他健診」という）の結果を特定健康診査の実施結果に代える場合は上記 1 に、事業主がその結果を事業主健診の実施に代えるために実施し、保険者が特定健康診査の実施に代える場合は上記 2 に、それぞれ準じた取扱いとすること。

その他健診を保険者あるいは事業主以外の主体が実施し、保険者がその結果を特定健康診査の実施に代える場合、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施されるその他健診におけるヘモグロビン A1c 検査について、保険者への結果報告は、国への実績報告が NGSP 値で行うことを踏まえ、適切に対応すること。

4. 平成 25 年 3 月 31 日以前に実施される特定健診の受診者への結果通知、保険者への結果報告及び国への実績報告並びに事業主健診の事業主への結果報告及び保険者への結果報告等を平成 25 年 4 月 1 日以降に行う場合、従来と同様、JDS 値のみで行う。

（以上）

平成 25 年度以降に実施される特定健診における
HbA1c 検査の結果通知・報告について

平成 24 年 8 月 31 日

平成 25 年度以降に実施される特定健診における HbA1c 検査の受診者への結果通知・保険者への報告に関しては、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」とりまとめにて、『NGSP 値で行うことについて、今後、実務担当者によるワーキンググループ等で協議する』とされていたところである。

今般、日常臨床及び健診等における NGSP 値の普及状況も踏まえ、ワーキンググループにおいて協議等を行った結果、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される特定健診の結果通知・報告における取扱いは、下記のとおりとする。

記

1. 平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される特定健診の受診者に対する結果通知及び保険者への結果報告は、NGSP 値でのみ行う。

保険者から特定健診等の実施について委託を受けた者（以下 1 において「受託者」という。）が HbA1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、NGSP 値でのみ行う。

2. 労働安全衛生法に基づく事業主健診の実施によって特定健診の実施に代える場合、平成 25 年 4 月 1 日以降に実施される事業主健診の事業主への結果報告及び事業主から保険者への結果報告は、NGSP 値でのみ行う。

事業主から事業主健診の実施について委託を受けた者（以下 2 において「受託者」という。）が HbA1c 検査を登録衛生検査所等に再委託した場合、登録衛生検査所等から受託者への結果の報告は、NGSP 値でのみ行う。

3. 平成 25 年 3 月 31 日以前に実施される特定健診の受診者に対する結果通知及び保険者への結果報告並びに事業主健診の事業主への結果報告及び事業主から保険者への結果報告等を平成 25 年 4 月 1 日以降に行う場合、従来と同様、JDS 値でのみ行う。

（以上）

平成 25 年度以降における HbA1c 国際標準化の運用計画

2012 年 10 月 24 日

日本糖尿病学会

平成 24 年 4 月 1 日から実施された日常臨床及び特定健診・保健指導における HbA1c 国際標準化は、厚生労働省・日本医師会・保険者団体を初めとする多くの関係団体との協議を重ねてその基本方針を定めるとともに、事前に準備活動を行い且つ様々な周知活動を今なお継続的に行うことにより、これまでのところ大きな混乱無く進行している。

平成 24 年 4 月 1 日以降の国際標準化基本方針においては、

- ・日常臨床における NGSP 値と JDS 値を当面併記
- ・平成 25 年 4 月 1 日以降の特定健診・保健指導における HbA1c 値の表記については関係者間で協議

となっている。我が国における HbA1c の国際標準化をさらに推進するには、HbA1c 表記を NGSP 値に統一することが望ましく、これに向けての今後の運用計画を考えた場合、

- ・ここまでの HbA1c 国際標準化が測定機器の認証や医療現場の状況を含めて比較的順調に進行していること
 - ・特定健診・保健指導については特定健診等実施計画の上で 5 年に一度行われるシステム改修にあわせた変更が望ましいこと
- を勘案し、関係諸団体とも協議の上、以下のような基本方針を決定した。

1. 基本方針

平成 25 年 4 月 1 日をもって、日常臨床・健診等全ての分野で、NGSP 値の使用がなされることから、NGSP 値単独表記・使用を推進する。
平成 26 年 4 月 1 日以降、我が国において使用される HbA1c の表記はすべて NGSP 値のみとする。日常臨床等における JDS 値の併記は原則として同日以降行わない。

特定健診等実施計画におけるシステム改修の日程を勘案し、また平成 26 年 4 月 1 日の HbA1c 完全移行を円滑に進めるために、平成 25 年度以降における HbA1c 国際標準化の運用計画は以下の通りとする。

2. 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

- (1) 日常臨床等において、NGSP 値単独表記を推進する。現在、併記されている施設においては、単独表記に向けて平成 26 年 4 月 1 日までに移行を完了する。
- (2) 特定健診については、厚生労働省「実務担当者による特定健診・特定保健指導に関するワーキンググループ」において確認合意されたとおり、平成 25 年 4 月 1 日から保険者・受診者への結果報告のいずれも、NGSP 値のみで行う。検査機関（登録衛生検査所）が特定健診のフォーマットに結果を記載（印字）して医療機関に返却する場合も NGSP 値のみで行う。
- (3) 日常臨床・健診等全ての分野で NGSP 値の使用がなされる平成 25 年 4 月 1 日以降の日常臨床等における単独表記推進、平成 26 年 4 月 1 日までの完全移行については、我が国の関係諸機関・団体に対し、本運用計画への協力要請および、本運用計画の周知を十分に行う。
- (4) 受診者への結果通知は、ほとんどの場合 NGSP 値単独になるものと思われるので、受診者が自ら過去のデータとの比較ができるように、NGSP 値から JDS 値への換算や HbA1c の意味についての啓発資料を日本糖尿病学会が準備する。

3. 平成 26 年 4 月 1 日以降

平成 26 年 4 月 1 日をもって、我が国において使用される HbA1c の表記をすべて NGSP 値のみとし、日常臨床等における JDS 値の併記は行わない。

なお、平成 25 年度中における「本運用計画周知」については、

- ・本計画に関する説明書類を関係団体へ送付する
 - ・我が国の糖尿病に最も広く用いられている本学会編の「糖尿病治療ガイド」を平成 25 年度に部分改訂して、その中で本運用計画を解説し注意を喚起して徹底を図る
 - ・本学会から平成 25 年度内に発行される「科学的根拠に基づく糖尿病診療ガイドライン」において、本運用計画を詳細に解説し注意を促す
- 等を行ってゆく。さらに、関係団体とも連携して、必要なポスター・リーフレットの配布や各種啓発活動の実施を検討する。

